

砺波市男女共同参画推進計画（第4次）《概要版》

ひとりひとりが ともにかがやき ささえあう となみへ

1 計画の趣旨と背景

砺波市では、「砺波市男女共同参画推進条例」制定以来、3次にわたる推進計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、取組を進めてきました。

しかし、依然として性別による固定的役割分担意識が残っていることから、男女共同参画社会実現の取組を推進するため、この度新たに「砺波市男女共同参画推進計画（第4次）」を策定したものです。

2 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法及び砺波市男女共同参画推進条例に基づく**男女共同参画推進計画**とあわせて、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく**女性活躍推進計画**、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）**として位置付ける取組を含んでいます。

また、第2次砺波市総合計画を上位計画として、他の計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

令和4年度（2022年度）から8年度（2026年度）までの5年間

4 基本理念

「砺波市男女共同参画推進条例（第3条）」に掲げられた6つの事項を基本理念とします。

- （1）男女の人権の尊重
- （2）性別による固定的な役割分担の見直し
- （3）政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画
- （4）家庭生活における活動と社会における活動の両立
- （5）男女の生涯にわたる健康の確保
- （6）国際的協調

5 総合目標と目指す将来像

総合目標

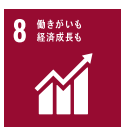
ひとりひとりが ともにかがやき ささえあう となみへ

目指す将来像



6 SDGsとの関連

国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、持続可能な世界を実現するための国際目標であり、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。本計画の推進をととしてSDGsの目標達成に貢献します。



7 基本目標

市民アンケート調査及び市民委員会等の意見に基づき、3つの基本目標のもと、取組を推進します。

基本目標1 意識づくり

現状と課題

- ・男性、女性の生き方を固定的にとらえようとする意識は、生きづらさの原因になっています。
- ・「男性の方が優遇されている」と答えた人が、家庭生活、地域活動、社会通念・慣習・しきたりなどいずれの分野についても多くなっています。
- ・性別に関わらず、ひとりひとりが主体的に家事や子育て、介護、地域活動等へ参画することが必要です。



解決に向けて

あらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、互いに人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現に向け、慣習・慣行の見直しと啓発活動に取り組みます。

| 取組事項 | 主要施策 |
|--------------------------------------|--|
| (1) 慣習・慣行の見直しの推進 【重点的取組事項】 | ①慣習・慣行の見直し ②審議会・委員会等への女性の積極的な登用 ③女性の人材育成 ④家庭での推進 ⑤地域での推進 |
| (2) 意識啓発の推進 | ⑥情報理解力の向上及び情報発信 ⑦学習機会の充実 |



具体的取組内容

- (新)・役職に女性を含めた地域組織づくりの事例紹介
- (新)・オンラインを活用した研修会等の実施
 - ・市の審議会等への女性の積極的な登用
 - ・男女共同参画意識、人権教育、多様性を認め合う意識の普及啓発、出前講座の活用 など



主な成果指標(R8まで)

- (新)・男性の読み聞かせ会の実施
- (新)・移住者数(相談を受けたもの)
 - ・市の審議会等における女性委員の割合

※ R2 現状値 ↗ R8 目標値

0回/年 ↗ 3回/年

44人 ↗ 100人

26.5% ↗ 40.0%以上、60.0%以下

基本目標2 環境づくり

現状と課題

- ・ひとりひとりが力を発揮して働ける職場環境づくりを進めていく必要があります。一方で、企業にとっては人材の確保が課題となっています。
- ・多様なニーズに対応する、保育サービスや介護・福祉サービス等の支援体制の充実が必要です。
- ・女性、高齢者、障がいのある人、外国にルーツのある人、ひとり親家庭等は、困難な状況におかれることが多くあります。
- ・性的少数者（LGBTQ+）※¹の人たちが安心して生活し活躍できるよう、性の多様性への理解を広げる必要があります。



解決に向けて

育児休業制度、介護休業制度等の周知及び子育て、福祉・介護の支援体制の整備による、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。また、多様性を尊重しあう社会の実現、年齢や性別、出身等によらない社会参画に向けた取組を推進します。

| 取組事項 | 主要施策 |
|--|---|
| (3) 働き方や職場環境の見直しの推進 ※女性活躍推進計画 【重点的取組事項】 | ⑧ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 ⑨多様で柔軟な働き方の促進 ⑩保育や子育て支援の充実 ⑪年齢や性別に関わりなく社会参画できる環境づくり ⑫高齢者や障がい者の介護・自立支援の充実 |
| (4) 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境づくりの推進 | ⑬高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備 ⑭ひとり親家庭等への支援 |

具体的取組内容

- (新)・男女共同参画の事例紹介を交えた国際交流事業の実施
- (新)・パートナーシップ制度※²等の理解促進策の検討
 - ・育児・介護休業法等法制度の周知、柔軟な働き方、健康管理への配慮を含む就業環境の整備
 - ・企業アンケート調査の実施とあわせた、企業への周知活動 など



主な成果指標（R8まで）

| | |
|------------------------|----------------------------|
| ・職場において男女が「平等」と思う市民の割合 | ※R2現状値 24.2% ↗ R8目標値 36.0% |
| ・女性の就業率（30～39歳）（国勢調査） | 79.9% ↗ 85.0% |
| ・市職員の年次有給休暇取得率 | 46.0% ↗ 70.0% |

※1 性的少数者（LGBTQ+）：性的指向や性自認等が性的多数派とは異なるとされる人々のこと。LGBTQは、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・クエスチョニングまたはクィア、それぞれの頭文字をとったもの。+は多様な性のあり方を包括的に表現したもの。

※2 パートナーシップ制度：同性カップルを婚姻に相当する関係と公認し、異性間の婚姻と同様の行政・民間サービスや社会的配慮を受けやすくする制度。

基本目標3 安全・安心づくり

現状と課題

- ・生涯を通じ充実した人生が送れるよう、ライフステージに応じた、心と体の健康の保持・増進の支援が求められています。
- ・いかなる暴力も人権侵害であることを正しく理解できるよう啓発するとともに、相談体制のさらなる周知が必要です。
- ・頻発する大規模災害や、新型コロナウイルス感染症などへの対応において、男女それぞれのニーズが反映されること、男女共同参画の視点を取り入れた対策が求められています。



解決に向けて

性差、ライフステージに応じた健康支援を推進するとともに、心身の健康の保持・増進を支援します。あらゆる暴力の根絶に向けて、啓発や被害者等への支援に取り組みます。さらに、大規模災害や感染症の流行への対応などで、多様な立場の人々の安全で安心な暮らしのための対策を推進します。



| 取組事項 | 主要施策 |
|--|---|
| (5) 生涯を通じた健康づくりの推進 | ⑮ライフステージに応じた健康支援 ⑯安心して妊娠・出産できる環境の整備 ⑰心と体の健康支援 |
| (6) あらゆる暴力の根絶の推進 ※DV防止基本計画 【重点的取組事項】 | ⑱あらゆる暴力を許さない意識啓発と学習機会の提供 ⑲相談窓口と支援体制の充実及び関係機関との連携 |
| (7) 災害及び感染症対策の推進 | ⑳男女共同参画の視点を取り入れた災害及び感染症対策の推進 |

具体的取組内容

- (新)・パープル・ライトアップ事業(例 砺波チューリップ公園等)
- ・男性、女性それぞれのライフステージに応じた心と体の健康支援
 - ・相談窓口の周知
 - ・防災士(女性防災士含む)の育成及び活動支援 など



いきいき百歳体操

主な成果指標(R8まで)

(新)・いきいき百歳体操への参加人数

※R2現状値 ↗ R8目標値

男性262人、女性1,137人

↗ 男性500人、女性1,400人

・若年層を対象としたDV防止セミナーの受講人数 0人 ↗ 525人

8 計画の推進

- ・各目標の進捗状況を把握するため、成果指標を定めています。
- ・砺波市男女共同参画市民委員会等により検証、確認を行い、公表します。



砺波市男女共同参画推進計画(第4次)概要版 令和4年3月策定
砺波市企画総務部企画政策課

〒939-1398 砺波市栄町7番3号
TEL (0763) 33-1111 (代表) FAX (0763) 33-5325
メール kikaku@city.tonami.lg.jp